

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別紙 MX-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成30年8月31日 （最終更新日）<u>令和2年5月11日</u></p> <p style="text-align: center;">メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）都道府県等の試験検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。<u>本要綱</u>において「法」という。）第29条に規定する都道府県等の食品衛生検査施設</p> <p>（11）（略）</p> <p>3. （略）</p> <p>4. 証明書発行機関</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）食品監視安全課は、証明書発行機関の登録の申請を受理した後、証明書発行機関名及び所在地を<u>農林水産省</u>のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関に連絡する。なお、当該公表をもって、証明書発行機関の登録手続の完了とする。</p> <p>（3）（略）</p> | <p>別紙 MX-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成30年8月31日 （最終更新日）<u>令和2年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）都道府県等の試験検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。<u>以下</u>「法」という。）第29条に規定する都道府県等の食品衛生検査施設</p> <p>（11）（略）</p> <p>3. （略）</p> <p>4. 証明書発行機関</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）食品監視安全課は、証明書発行機関の登録の申請を受理した後、証明書発行機関名及び所在地を<u>厚生労働省</u>のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関に連絡する。なお、当該公表をもって、証明書発行機関の登録手続の完了とする。</p> <p>（3）（略）</p> |

5. 証明書の発行

(1) 証明書の発行申請

(略)

証明書の発行の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

ア. ～ウ. (略)

エ. 取扱施設が下記のいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し(証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る)。①又は②に該当する取扱施設については、③の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。

なお、同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式3-1への記載により添付を省略することができる。

①法第52条に基づく営業許可を有する施設

②条例等による食品製造等の営業許可を有し又は営業に係る届出等を行っている施設

③食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設(食品衛生監視票の場合は、採点成績が90点以上)

オ. 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関において、必要に応じて別途定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し

※ (略)

カ. ～キ. (略)

(2) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、メキシコ向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合する場合に証明書を発行する。

5. 証明書の発行

(1) 証明書の発行申請

(略)

証明書の発行の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

ア. ～ウ. (略)

エ. 取扱施設が下記のいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し(証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る)。①又は②に該当する取扱施設については、③の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。

なお、同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式3-1への記載により添付を省略することができる。

①法第52条に基づく営業許可を有する施設

②条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設

③食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設(食品衛生監視票の場合は、採点成績が90点以上)

オ. 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関において、必要に応じて別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し

※ (略)

カ. ～キ. (略)

(2) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、メキシコ向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合する場合に証明書を発行する。

| | |
|---|---|
| <p>なお、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 別紙様式 3-1 (1. <u>輸出水産食品</u>の詳細) と添付書類の内容が合致していること。</p> <p>ウ. ~エ. (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 証明書の発行停止等 (略)</p> <p>ア. ~イ. (略)</p> <p>なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、<u>農林水産省</u>のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての証明書発行機関に周知する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>6. (略)</p> | <p>なお、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 別紙様式 3-1 (1. <u>製品</u>の詳細) と添付書類の内容が合致していること。</p> <p>ウ. ~エ. (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 証明書の発行停止等 (略)</p> <p>ア. ~イ. (略)</p> <p>なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、<u>厚生労働省</u>のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての証明書発行機関に周知する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>6. (略)</p> |
| <p>(別添 1 ~ 2) (略)</p> <p>(別紙様式 1 ~ 別紙様式 7) (略)</p> | <p>(別添 1 ~ 2) (略)</p> <p>(別紙様式 1 ~ 別紙様式 7) (略)</p> |